和歌山市立西浜中学校

警報発表と学校の授業について

- 1 和歌山市に暴風警報または大雨警報が発表されている場合(特別警報も同様です)
 - 登校前に警報発表中のとき

暴風警報、大雨警報が発表されている時は、警報が解除されるまで自宅待機。

※ただし、地域の状況を見て登校困難と判断されたときは、担任まで連絡してください。

- 警報が解除されたとき
 - **1時間以内**にお子様を登校させてください。その時点でできるだけ早く平常授業にもどします。 警報が解除された場合でも次のようなときは保護者の方で判断し、自宅待機させてください。 (その際は、担任まで連絡ください。)
 - ◎各家庭、各地区の被害状況からみて登校困難であるとき
 - ◎通学道路事情からみて登校が困難または危険であるとき
- 警報が解除されないとき
 - 11時を過ぎても警報が解除されない場合は臨時休業

(午前中授業の場合は**10時**を過ぎても警報が解除されない場合は臨時休業)

- ※ 午前6時の段階で警報が発表されている場合、給食はありません。給食を申込んでいる人も各自で昼食を用意してください。なお、台風などの接近が予想される場合、前日に連絡する場合もあります。
- 2 和歌山市に上記1以外の気象警報が発表されている場合
 - 原則として通常通り授業を行います。
- 3 和歌山市に震度5強以上の地震が発生した場合
 - 臨時休業とします。
 - 翌日以後については被害状況等により判断します。
- 4 和歌山県沿岸に津波警報・大津波警報が発表されている場合
 - 臨時休業とします。
 - 警報が解除された場合は、上記1と同様です。
- 5 生徒在校時に警報等が発表された場合
 - 生徒が安全に帰宅できると判断した場合は、教職員の指導のもと下校の処置をとります。
 - 生徒が安全に帰宅できないと判断した場合は、危険性がなくなるまで学校待機をさせます。 なお、特別警報の場合は学校待機をさせます。
 - 留守宅等、個々の家庭状況をふまえ、必要に応じて学校に待機させます。
- 6 教育委員会からの特別な措置があった場合
 - テレビ・ラジオ等で教育委員会より特別の措置や対応が報道された時は、その情報や指示に従ってください。

7 その他

○ 警報が解除されたときでも、家庭や地域の実態等により登下校が危険な場合は、保護者の判断で登校を見合わせ、危険が去るまで家庭で待機させてください。また、事情を担任まで連絡してください。